

児童発達支援管理責任者の実務経験(31年4月1日～)

別紙

| | |
|--|---|
| A 相談支援業務＋直接支援業務(資格有) イ及びロの期間を通算した期間が5年以上かつ当該期間から下線部の業務期間を除いた期間が3年以上 | |
| イ 相談支援業務 (1)から(6)までに従事する者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間 | (一) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (二) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター (三) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター (四) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター (五) 学校(大学を除く。) (六) 病院、診療所 (社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、二に掲げる資格を有する者並びにイ(一)から(五)までの期間が一年以上の者に限る。) |
| ロ 直接支援業務(資格有) (1)から(5)までに従事する者であって、 社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員又は精神障害者社会復帰指導員 (以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援業務」という。)に従事した期間 | (一) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室の療養病床に係るもの (二) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 (三) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 (四) 特例子会社、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金受給事業所 (五) 学校(大学を除く。) |
| B 直接支援業務(資格無) ニの期間が8年以上かつ当該期間からロの下線部の期間を除いた期間が3年以上 | |
| ニ 直接支援業務(資格無) ロの(1)から(5)までに従事する社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間 | |
| C 国家資格者 イ、ロ、ニの期間を通算した期間からイ、ロの下線部の期間を除いた期間が3年以上かつへの期間が通算して5年以上である者 | |
| へ 国家資格者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 | |

備考

実務経験

3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上であること。

○3年以上(540日以上) ○5年以上(900日以上) ○10年以上(1800日以上)

注1 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 サビ管Q&Aを準用)

注3 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知(平成29年4月3日障障発0403第1号)

保育所等における子どもに対する支援経験については、被支援者が障害児に該当するか否かを問わず、子どもを支援した年数を算入して差し支えないものとし、また、これまでの児童発達支援管理責任者としての経験年数についても算入して差し支えないものとする。

Q 実務経験等の具体的な確認方法はどのように考えているか。障害保健福祉関係主管課長会議 参考資料②(平成18年8月24日開催)

A 現に勤務する施設等の長が業務内容や勤務日数を証明し、当該証明書を事業者指定の際に提出する相談支援専門員等の経歴書に添付することにより確認を行うことを想定している。過去にその他の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認する必要がある。また、国家資格等を確認する必要があるものについては、併せて免許証の写しの添付を求めること。

Q いわゆる小規模作業所の職員としての勤務歴は、相談支援専門員及びサービス管理責任者の実務経験に含まれるのか。

A 公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含めて差し支えない。

厚生労働省障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡(平成23年10月26日付け)

公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従事者について、次の要件をいずれも満たす場合に、「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第549号)」のイ(2)(一)に規定する「その他これらに準ずる事業の従業者」として相談支援専門員の要件として実務経験をみたとす。

○ 当事者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。

○ 当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。

※ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書等により客観的に相談支援業務に従事していることが分かる場合も可とする。